

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号機の設計及び工事の計画の認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)【12】、及び、高浜保安規定(新規制基準対応)【33】)」

2. 日時： 令和3年1月28日 13時30分～17時30分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室 (TV会議システムを利用)

4. 出席 (※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、立元管理官補佐、正岡管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長他1名 及び 担当者28名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機の設計及び工事の計画の認可申請及び保安規定変更認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対策等)について、令和3年1月25日付けの補正申請の概要説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

<設計及び工事の計画関連>

○高浜発電所では、取水路防潮ゲート閉止運用により施設を津波の被害から防護する基本設計について、設置許可を受けている。それゆえ、取水路防潮ゲートが開状態のままでは施設影響の可能性のある津波のうち、第1波による水位変動が最も小さいものを入力津波として選定し、いずれの入力津波に対しても、取水路防潮ゲート閉止判断基準として設置許可を受けた水位変動量で包絡できることを確認し、基本設計方針に取り入れることを、審査会合の場で合意している。これに対し、補正後の基本設計方針の該当部分には、入力津波を評価点毎に設定するとの内容が示されていないため、補正後の申請の該当部分について、審査会合での議論の反映が明確ではないと考えられる。確認すること。

○潮位観測システム(補助用)は、設置(変更)許可申請に係る審査において、新規制基準適合のために不可欠な設備ではないことを確認していることから、審査会合の場で、新規制基準適合のために必要な設備とは異なる位置づけを与えることについて合意している。これに対し、補正後の基本設計方針の該当部分には、新規制基準適合のための設備を補完するものであり、安全性向上のために自主的に設置するといった、当該設備特有の位置づ

けが示されておらず、詳細設計の事実関係が正確に示されていないと考えられる。確認すること。

○潮位観測システム（防護用）のうち潮位計については、合計4台設置し、それらを号機間で共用する基本設計として、設置許可を受けている。それゆえ、審査会合の場で、号機間共用のものも含めて合計4台設置し、設備を特定しないものの、そのうち1台を予備に位置づけるとの基本設計方針とすることについて合意している。これに対し、補正後の基本設計方針の該当部分における注記欄に、共用設備を含めて4台との明記がないため、詳細設計の事実関係が正確に示されていないと考えられる。確認すること。

○既工事計画からの運用の変更として、審査会合の場で合意した内容である、大雪、路面凍結、夜間等の厳しい条件下も含めて、放水口側防潮堤及び取水路防潮ゲートより外側の津波遡上範囲に存在し、かつ漂流物となるおそれのある車両について、大津波警報発表時若しくは発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合に、津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物化を防止する運用に変更することが正確に示されていないと考えられる。確認すること。

<保安規定関連>

○変更の理由について、事実関係の整理が十分ではないと考えられる。確認すること。

○本申請は、高浜発電所の全ての原子炉を同時に運転するために必要な対応を定めるものである。それゆえ、変更後の保安規定について、1号炉及び2号炉の運転のために必要な内容を、3号炉及び4号炉の運転のために必要な内容に追加すると文書形式を用いているため、全炉運転のために必要な内容を定め直しているとの本申請の事実関係が正確に示されていないと考えられる。確認すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所の警報なし津波の設工認補正申請（1月25日）の概要について
- ・高浜発電所保安規定変更認可申請書の補正（1月25日）の概要について

以上